



障害児相談支援とは・・・？



○事業の内容

障害児相談支援は、障がいのある子どもやその保護者が適切な支援を受けられるよう相談にのったり、子どもの心身の状況や環境、保護者の意向などを考慮し、「障害児支援利用計画（案）」を作成したり、必要に応じて市町村やサービス提供事業所との連絡調整、園・学校との連携を行います。「障害児支援利用援助」と「継続障害児支援利用援助」の2つに分類されます。

1. 障害児支援利用援助

障がいのある子どもやその保護者が障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービスなど）を希望した際に、サービス利用の基盤となる「障害児支援利用計画（案）」を作成します。市町村やサービス提供事業所と必要な連絡調整を行い、スムーズに利用が開始できるよう支援を行います。

2. 継続障害児支援利用援助

「障害児支援利用計画」をもとに障害児通所支援を利用している障がいのある子どもやその保護者に対して、一定期間ごとにモニタリングを行い、支援が適切に受けられているか、計画に記載してある目標の達成度はどうかなどを確認し、必要に応じて計画の修正を行います。モニタリングは受給者証に記載された月に、原則自宅にて行われます。

※サービス利用に関することなど、ご不明な点については担当の相談支援専門員にお尋ねください。

○相談支援専門員とは・・・

障がい福祉に関する専門的知識や技能を持った専門職です。障害児通所支援利用に必要な総合的な支援計画「障害児支援利用計画（案）」を作成し、その計画に沿ってサービス調整をします。サービスが一体的かつ効率的に提供されるように関係機関との連携に努め、必要に応じて相談支援や各種情報提供などを行うことが相談支援専門員の役割となります。

※相談支援専門員には高い専門性が求められるため、一定の実務経験に加えて都道府県が主催する研修の終了が義務付けられています。

○対象となる方

障害児通所支援を利用するすべての障がいのある児童

※平成27年4月より、障害者総合支援法、または児童福祉法に基づくサービスの利用にあたっては、すべてのケースにおいて利用計画の作成が必要となっています。障害児支援利用計画（案）の作成については、相談支援専門員へ依頼することができます。

○利用料について

サービス利用料の自己負担はありません。

